

本庁における定時見積の実施について

1 定時見積とは

本庁で必要となる物品の購入等で、「一般印刷」、「軽印刷」、「ゴム印・印章」の営業種目に係る案件のうち、1件の予定価格が400万円以下の案件を定期的に関覧の上、見積参加を希望する事業者の見積競争により契約する方法です。（以下「定時見積」という。）

2 参加資格

- (1) 該当案件の営業種目で入札参加資格者名簿（物品の製造等）に登録されている者であること。
- (2) 見積書提出日において、入札参加資格の指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 見積書提出日において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (4) 愛知県内に本店を有する者であること。

3 調達条件

営業種目が「一般印刷」、「軽印刷」の定時見積による調達については、原則、自社の印刷機を使用すること、また、県内で全工程を行うこと。

4 定時見積（見積書提出）を行う時間及び営業種目等

曜 日	時 間		営 業 種 目
水	午後	1時30分	一般印刷
		2時30分	軽印刷
木	午前	11時00分	ゴム印・印章
金	午後	1時30分	一般印刷
		2時30分	軽印刷

（注） 実施日が休日等に当たる場合等には、会計局調達課（本庁舎1階西側）において変更日時等を提示します。

5 案件内容の閲覧時間等

(1) 一般印刷、軽印刷

見積書提出当日の指定時間に仕様及び原稿を示しますので、その場で積算できる方が出席してください。

定時見積の有無については、当日午前中に会計局調達課（本庁舎1階西側）内に提示します。

(2) ゴム印・印章

案件一覧表を受領のうえ物品購入依頼書により閲覧してください。

毎週火曜日の午前9時30分から午後5時まで。

6 閲覧及び見積書提出場所

会計局調達課（本庁舎1階西側）内

7 契約者の決定

見積書（貴社で使用されるもので可）を指定の時刻に提出していただき、公開により決定します。

8 その他

- (1) 見積書提出は、課税事業者、免税事業者を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記入してください。
- (2) 無効及びその他の事項については、入札心得のとおりです。
- (3) 物品の納入時間は、開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後3時までに限ります。
また、契約業者立会いのもと、県の実施する納品検査に合格したものに限り受領します。
- (4) 正式発注は、見積り決定の数日後に調達課が発行する発注書兼納品確認書・請求書（県様式）の交付をもってお知らせします。発注書兼納品確認書・請求書は調達課でお渡ししますので、納品前に御来庁いただく必要があります。納品時には、発注書兼納品確認書・請求書と納品書（任意様式）を併せて御提出いただきます。
- (5) 本内容は、変更することがあります。変更する場合は、同様にホームページでお知らせします。

担 当 調達第一グループ

電話番号 052-954-6645（ダイヤルイン）